

島根県特定不妊治療費助成事業

令和2年度から第2子以降の特定不妊治療への支援を拡充します

島根県では令和2年度より、特定不妊治療費助成事業による助成を受けて子を出生し、第2子以降の出生のため引き続き特定不妊治療を受けるご夫婦に対し、助成回数の拡充を実施します。

▼ **対象者** 過去に特定不妊治療費助成事業による助成を受けて子を出生された方
(他の自治体で受けた同様の助成も含まれます)

▼ 拡充内容の概要

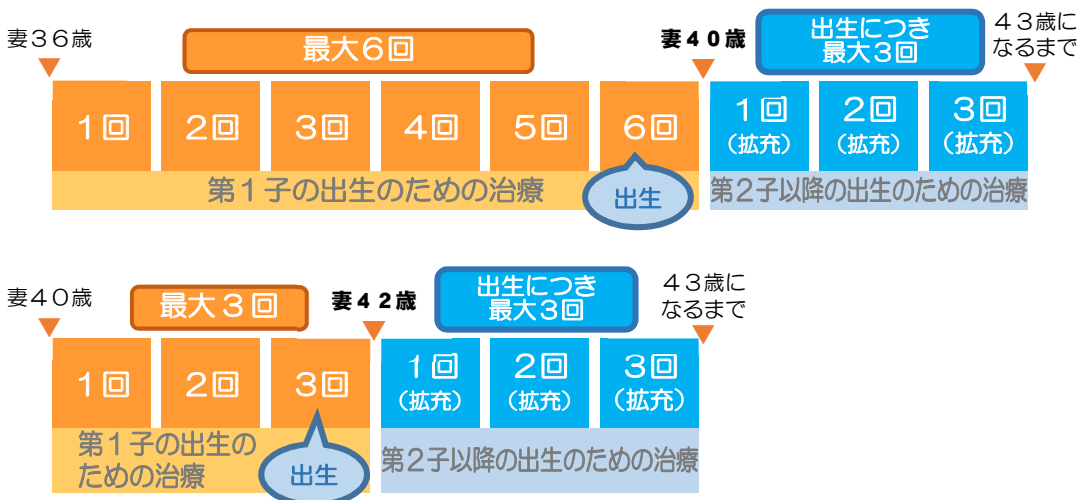
	現行制度	子の出生後（拡充）
助成回数	初回の申請にかかる治療の開始時点での妻の年齢が ・40歳未満 ⇒ 通算6回まで ・40歳～43歳未満 ⇒ 通算3回まで	直近の子の出生後、初めての申請にかかる治療の開始時点での妻の年齢 ・40歳未満 ⇒ 出生につき最大6回 まで ・40歳～43歳未満 ⇒ 出生につき最大3回 まで
助成金額	治療1回につき、 ・初回：上限30万円 ・2回目以降：上限15万円 ただし、治療区分C又はFの場合は上限7万5千円	治療1回につき ・上限：15万円 ・ 直近の子の出生後、初めて採卵を伴う治療を行う場合：上限30万円 ただし、治療区分C又はFの場合は上限7万5千円

助成回数の例

❖ 第2子以降の出生のための治療開始時の妻の年齢が**40歳未満**



❖ 第2子以降の出生のための治療開始時の妻の年齢が**40歳以上**



制度拡充内容

対象となる治療

指定医療機関において実施した、第2子以降の出生のために受けた特定不妊治療
(令和2年4月1日以降に開始する治療より適用)

対象となる方

- 過去に特定不妊治療費助成を受けて子を出生されたご夫婦(※)
- その他の要件については、現行の助成制度と同様です。
 - ・治療開始時点で法律上の夫婦であり、島根県内(※)に住所がある方(夫、または妻の一方でも可)
 - ・夫婦の所得の合計額が730万円未満であること
 - ・治療開始日時点における妻の年齢が43歳未満であること

※ 松江市にお住まいの方は、事業実施主体が松江市となるため対象外となります

助成金額

- 治療1回につき上限15万円
- **直近の子の出生後、初めて採卵を伴う治療を受けた場合に限り上限30万円**
- 一部の治療内容については上限7万5千円(以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施した場合など)

助成回数

- **直近の子の出生後**、初めての申請にかかる治療の開始時点での妻の年齢により異なります。
 - ・40歳未満 ⇒ **出生につき6回まで**
 - ・40歳以上～43歳未満 ⇒ **出生につき3回まで(※)**
- 令和2年度までに助成を受けた回数を含みます
- 子の出生日は戸籍謄本により確認します。

※ 通算して初めて助成を受けた際の治療開始日の妻の年齢が40歳未満(現行制度で上限6回)で、これまでに受けた助成の回数が2回以内の場合は、出生前を含めて通算6回まで助成が可能です。
(例) 36歳で第1子の出生のための治療を開始し、2回目の治療で第1子を出生。
40歳で第2子の出生に向け、治療を開始した場合。
⇒第1子出生時点での残りの助成回数は4回。
第2子出生に向けた治療では、4回を上限に助成が可能(3回ではない)

提出書類

提出いただく書類は現行制度と同様です。

- ①島根県特定不妊治療費助成申請書 ②特定不妊治療費助成事業受診等証明書
- ③医療機関等発行の領収書 ④口座振替申出書 ⑤戸籍謄本 ⑥住民票(個人番号の記載がないもの)
- ⑦市町村長発行の所得課税証明書 ※⑤・⑥は発行日から3カ月以内のもの

お問い合わせ・申請窓口

松江保健所 健康増進課 電話 0852-23-1314	雲南保健所 健康増進課 電話 0854-42-9637	出雲保健所 健康増進課 電話 0853-21-8785
県央保健所 健康増進課 電話 0854-84-9821	浜田保健所 健康増進課 電話 0855-29-5552	益田保健所 健康増進課 電話 0856-31-9547
隠岐保健所 総務医事課 電話 08512-2-9901	島前保健環境課 電話 08514-7-8121	

島根県健康福祉部健康推進課

TEL : 0852-22-6130 E-mail : kenkosuishin@pref.shimane.lg.jp